第一表

燃料油消費率（グラム／時／キロワット）	$0.33\times A+0.33\times B+0.28\times C+0.06\times D$

備考　Aは全負荷の四分の一の分力試験における一時間一キロワット当たりの燃料油消費量（グラム）とし、Bは全負荷の二分の一の分力試験におけるものとし、Cは全負荷の四分の三の分力試験におけるものとし、Dは全負荷試験におけるものとする。

第二表

補機関の出力（計画出力）	燃料油消費率（グラム／時／キロワット）
七四キロワット以下のもの	三三七
七四キロワットを超え一八四キロワット以下のもの	二九一
一八四キロワットを超え三六八キロワット以下のもの	二五五
三六八キロワットを超えるもの	二四三

第二十六条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第二号中「ナット」を「ナット」に、「ねじ」を「ねじ」に、「耐しよく性材料」を「耐食性材料」に、「耐しよく処理」を「耐食処理」に改め、同条第三号中「もめん」を「木綿」に、「にワニス類その他絶縁に適当な材料を十分に含浸せしめたもの及び合成樹脂、ゴム並びに絶縁エナメル」を「で構成され、かつ、ワニス類を含浸し、又は常時油に浸したもの並びにベークライトその他の有機合成樹脂、ポリビニールホルマール及びエナメル」に、「雲母、石綿又はこれらに類似する無機質材料を接着材料とともに用いたものをいう」を「マイカ、ガラス繊維又はこれらに類似する無機質材料を接着材料により接着したものをいう。以下同じ。）、C種絶縁材料（生マイカ、石英、ガラス、磁器又はこれらに類似の高温度に耐える材料をいう。以下同じ。）及びH種絶縁材料（マイカ、ガラス繊維又はこれらに類似する無機質材料を珪素樹脂又はこれと同等以上の絶縁性及び耐熱性を有する材料により接着したものをいう」に改める。

第二十八条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「左の表の上欄に掲げる発電機の部分につき温度上昇の限度がそれぞれ同表下欄に掲げる通り」を「当該発電機の巻線及び軸受の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下」に改め、同号ただし書及び同号の表を削り、同条第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二号の二中「短時間定格機」の下に「又は法第二十五条第一項の規定による検査に合格したことがある発電機と同一の型式、定格出力、回転数及び製作所のもの」を加え、「左の」を「次のとおり」に改め、同号の表基準出力（キロワット）の項中「キロワット」を「キロワット」に改め、同表備考中「ヤロワッヒア」を「ヤロワッヒア」に改め、同条第三号中「左の」を「次の」に改め、同号の表定格出力（キロワット）の項中「キロワット」を「キロワット」に改め、同表一未満の項及び一以上の項中「但し」を「ただし」に改める。

第三十一条の四中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「左の表の上欄に掲げる発電機の部分につき温度上昇の限度がそれぞれ同表下欄に掲げる通り」を「発電機の巻線及び軸受の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下」に改め、同号ただし書及び同号の表を削り、同条第二号中「短時間定格機」の下に「又は法第二十五条第一項の規定による検査に合格したことがある発電機と同一の型式、定格出力、回転数及び製作所のもの」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号及び第五号中「通り」を「とおり」に改め、同条第六号中「左の」を「次の」に改め、同号の表一未満の項及び一以上の項中「但し」を「ただし」に改め、同条第七号中「左の」を「次の」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十一条の九中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「ナット」を「ナット」に、「耐しよく性材料」を「耐食性材料」に、「耐しよく処理」を「耐食処理」に改め、同条第二号中「若しくはC種絶縁材料（生雲母、石綿、磁器、石英又はこれらに類似する絶縁性及び耐熱性を有する材料をいう。）」を「、C種絶縁材料若しくはH種絶縁材料」に、「がいし固定絶縁材料」を「がいし固定絶縁材料」に改める。

第三十一条の十一中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「左の表の上欄に掲げる変圧器の部分につき温度上昇の限度がそれぞれ同表下欄に掲げる通り」を「変圧器の巻線及び充塡物の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下」に改め、同号ただし書及び同号の表を削り、同条第三号、第四号及び第六号中「左の」を「次の」に改める。

第三十四条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　温度上昇試験は、定格電流を連続通じて行うものとし、配電盤内の接続部（逆流継電器を備える配電盤にあつては、逆流継電器の主接触部）及び抵抗器の抵抗線の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下であること。

第三十四条第三号中「通り」を「とおり」に改める。

第五十条中「、左の通り」を「、次のとおり」に改め、同条第一号中「通りである」を「とおりである」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「行うものとし」の下に「、負荷試験において異常が認められない場合は、温度上昇試験を省略しても差し支えない。また」を加え、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同号イ中「二時間」を「一時間」に改め、同ロ中「二時間」を「一時間」に改め、同条第二号中「通り」を「とおり」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中「通り」を「とおり」に改め、同条第四号中「うず巻ポンプ」を「渦巻ポンプ」に改め、同条第五号から第十号まで中「通り」を「とおり」に改める。

別図を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○財務省告示第二百二号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第二項の規定により発行する第二十七回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

財務大臣　麻生　太郎

寸法	全体	縦三百九十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル
	本券	縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル
	賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ	「財務省印」の白すきちらし
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字	暗い赤色
	地模様	青色
	「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表わす文字	赤色
	「日本政府」の文字	白抜き
	番号及びその他の文字	黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	暗い赤色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）　第二十七回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。